

Voice.2

上野 千鶴子 さん

東京大学名誉教授
立教大学特別招聘教授



生活保護は日本国憲法第25条がすべての国民に保障する権利です。お上ぐれる恩恵ではありません。
権利を行使するのに遠慮する必要はありません。
「保護」というから罰解が生まれます。「生存権」と呼びましょう。

Voice.4

荻原 博子 さん

経済評論家、ジャーナリスト



「生活保護」は、グローバル時代の重要なセーフティーネット！
世界がグローバル化して、不安定になってきています。日本でも、「努力さえすれば報われる」という時代は終わりました。
富める人はより富み、貧しい人はより貧困に陥る貧富の二極化が急速に進み、この流れは変えられそうにありません。
だからこそ、ますます重要になってくるのが、生きていくためのセーフティーネットである「生活保護」なのです。

Voice.5

竹信 三恵子 さん

和光大学人文学部
現代社会学科教授



不安定で低賃金の非正規雇用は、いまや5人に2人。大手企業の正社員でもリストラも珍しくありません。次の仕事はそう簡単に見つかりません。そんなとき生活保護で一息ついて、次の人生設計を立てた働き手は何人もいます。こうした元会社員がつぶやくのを聞いたことがあります。「税金泥棒と言われるけど、私だって元は納税者だった」。
困った時に備えて税金で作った会費を、必要な時にきちんと使える社会であってほしいです。

Voice.6

堀 未香 さん

ジャーナリスト



数字が正義になり、利益だけを成功とする歪んだ価値観は、社会の中から、大切な人間的なぬくもりを消してしまふ。
憲法25条が象徴する「おたがいさま」の精神は、世界に誇れる日本の宝、私たちが全力で守り、胸を張って子どもたちに手渡しましょう。

Voice.7

香山 リカ さん

精神科医
立教大学教授



病気が原因で生活が立ち行かなくなった人に診療室で生活保護を勧めても、「私が悪いので」と拒まれることがあります。
「あなたの責任でもないし、まずは生活が安定しないと病気の回復も遅れるのです」と説明しても首を横に振るばかり。社会や人びとをむしばむ「自己責任病」の治療がまず必要です。

Voice.8

今野 晴貴 さん

NPO法人(POSE)
代表理事
プラットフォーム企業対策プロジェクト
共同代表



国会や社会・メディアにおける生活保護受給者に対するバッシングを受けて、法に従うべき行政が積極的に違法な水際作戦を繰り返す今の日本の状況は、法治国家の原則を根本から揺るがしかねない深刻な状況です。また、離職後に生活保護を利用できないとなれば、長時間労働やパワハラによってうつ病に追い込まれるようなブラック企業であってもしがみつつかありません。働く人々の労働条件を改善させ生活を安定させるには、社会保障の拡充が不可欠です。

Voice.9

平野 啓一郎 さん

作家



2000年代に入ると、「勝ち組」「負け組」という言葉が世を覆い、経済的な成功者はその分「努力」しているからで、「負け組」は自業自得だといった消極的な否定論がよく目についた。
しかし、今は当時の新自由主義の風潮よりも更に悪く、生活保護の利用者は財政を圧迫し、真面目に働く者たちに「迷惑」をかけているなどという、積極的な否定論まで抱えられた始末である。これではまるで全体主義だ。まっとうな共生の感覚を取り戻さなければならぬ。

Voice.10

藤田 孝典 さん

社会福祉士
NPO法人はつとプラス
代表理事



「まさか自分が生活保護を受けるとは思わなかった」。多くの生活保護受給者がそう口にします。生活保護はすでに特別な人ではなく、普通の人が受ける時代となっています。日本では貧困と格差が広がり続けているためです。
「子どもの貧困」「ワーキングプア」「下流老人」など、誰でも一生のどこかで生活困窮することがあり得る社会です。そのときは他人事ではなく、私たちに生活保護が必要となります。生活保護を「わたし」の制度や問題としていくことが求められています。

憲法 第25条

1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。